

租税特別措置法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等を指定する件

(平成十五年三月三十一日財務省告示第百六十六号)

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第十八条の四第二項から第四項まで及び第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補てん金並びに同法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、個人にあつては平成十五年分以後の所得税、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)にあつては平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(大中型まき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業に係る転廃業助成金等)

第一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。)第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、日本遠洋旋網漁業協同組合が、水産庁長官の承認を受けた基幹漁業緊急再編推進事業計画に基づき、基幹漁業緊急再編推進事業費補助金の交付を受けて社団法人大日本水産会が行う基幹漁業緊急再編推進事業の事業資金助成金の交付を受けて行う大中型まき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業(次項において「不要漁船・漁具処理対策事業」という。)を実施することに伴い、平成十五年一月二十四日において、日本遠洋旋網漁業協同組合から交付された不要漁船・漁具処理対策助成金とする。

- 2 法第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち不要漁船・漁具処理対策事業により廃棄をした漁船及び漁具の当該廃棄の直前における帳簿価額に相当する部分の金額とする。
- 3 法第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

(中型まき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業に係る転廃業助成金等)

第二条 法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、島根県漁業協同組合連合会が、水産庁長官の承認を受けた日本海漁業構造再編対策事業計画に基づき、日本海漁業構造再編対策事業補助金の交付を受けて行う中型まき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業(次項において「不要漁船・漁具処理対策事業」という。)を実施することに伴い、平成十五年二月二十日において、島根県漁業協同組合連合会から交付された不要漁船・漁具処理対策事業助成金とする。

- 2 法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する不要漁船・漁具処理対策事業助成金のうち不要漁船・漁具処理対策事業により廃棄をした漁船及び漁具の当該廃棄の直前における償却後の取得価額又は帳簿価額に相当する部分の金額とする。
- 3 法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は

、第一項に規定する不要漁船・漁具処理対策事業助成金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

(いか釣り漁業の不要漁船・漁具処理対策事業に係る転廃業助成金等)

第三条 法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、社団法人全国沖合いかつり漁業協会又は社団法人全国大型いかつり漁業協会が、水産庁長官の承認を受けた日本海漁業構造再編対策事業計画に基づき、日本海漁業構造再編対策事業補助金の交付を受けて行ういか釣り漁業の不要漁船・漁具処理対策事業又は水産庁長官の承認を受けた日中漁業協定関連漁業構造再編対策事業計画に基づき、日中漁業協定関連漁業構造再編対策事業補助金の交付を受けて行ういか釣り漁業の不要漁船・漁具処理対策事業（次項において「不要漁船・漁具処理対策事業」という。）を実施することに伴い、平成十五年三月十五日から同年三月三十一日までの間において、社団法人全国沖合いかつり漁業協会又は社団法人全国大型いかつり漁業協会から交付される不要漁船・漁具処理対策事業助成金とする。

2 法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する不要漁船・漁具処理対策事業助成金のうち不要漁船・漁具処理対策事業により廃棄をした漁船及び漁具の当該廃棄の直前における償却後の取得価額又は帳簿価額に相当する部分の金額とする。

3 法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する不要漁船・漁具処理対策事業助成金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

(日本海べにずわいがに漁業の不要漁船・漁具処理対策事業に係る転廃業助成金等)

第四条 法第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、社団法人大日本水産会が、水産庁長官の承認を受けた日本海漁業構造再編対策事業計画に基づき、日本海漁業構造再編対策事業補助金の交付を受けて行う日本海べにずわいがに漁業の不要漁船・漁具処理対策事業（次項において「不要漁船・漁具処理対策事業」という。）を実施することに伴い、平成十五年三月十五日から同年三月三十一日までの間において、社団法人大日本水産会から交付される不要漁船・漁具処理対策事業助成金とする。

2 法第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する不要漁船・漁具処理対策事業助成金のうち不要漁船・漁具処理対策事業により廃棄をした漁船及び漁具の当該廃棄の直前における帳簿価額に相当する部分の金額とする。

3 法第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する不要漁船・漁具処理対策事業助成金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

(一般廃棄物処理業等の合理化事業に係る転廃業助成金等)

第五条 法第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、長浜市、下関市又は上山田町が、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）第三条第一項に規定する承認（長浜市にあ

っては平成十五年三月四日に、下関市にあつては平成十五年三月五日に、上山田町にあつては平成十五年三月三日に、それぞれ受けたものに限る。)を受けた同項に規定する合理化事業計画に基づく合理化事業(次項において「合理化事業」という。)を実施することに伴い、長浜市、下関市又は上山田町からし尿処理業に係る車両及び運搬具を廃棄する者に交付される転廃交付金とする。

- 2 法第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する転廃交付金のうち合理化事業により廃棄をしたし尿処理業に係る車両及び運搬具の当該廃棄の直前における帳簿価額に相当する部分の金額とする。
- 3 法第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する転廃交付金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。